

かっら川

No.173

居鳥大社神間浅士富 (田吉士富)



▲富士浅間神社大鳥居 (昭和 24 年頃：北口本宮富士浅間神社提供)

江戸時代後期より 60 年に一度、大きな改修が行われ平成 26 年に改修完了しました。(日本最大の木造鳥居) ▼現在の富士浅間神社大鳥居

主な目次

大月法人会第 8 回定時総会	2
大月法人会会長退任・就任のご挨拶	3
山梨県法人会連合会第 7 回定時総会	5
大月税務署管内関係民間団体長会	6
支部活動報告	7
青年部会活動報告	8
女性部会活動報告	12
2020 度税制改正提言(山梨県連)	16
大月税務署人事異動のお知らせ	19
大月税務署からのお知らせ	22
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	23
第 43 回神社めぐり(浅間諏訪神社・山祇神社)	24
健康情報(生活習慣病)	25



消費税期限内納付
法人会一声運動



大月法人会

第八回定時総会

令和元年五月二十四日(金)、ホテル鐘山苑に於いて開催。平成三十年年度決算報告の承認を始め、予定されていた議案すべてが原案通り承認可決され、任期満了による役員改選では、理事五十四名と監事三名の承認後に臨時理事会を開催し、細谷憲二会長が理事を退任されたことから、新会長に細田幸次氏が選任されました。退任されました役員の皆様には長年に亘り法人会活動へご尽力を賜りまして誠にありがとうございました。



大月法人会 外川凱昭副会長 挨拶

大月法人会 細田幸次新会長 挨拶



(新役員名は後記掲載)

来賓名

- | | |
|----------------|--------|
| 大月税務署長 | 武藤 雅彦様 |
| 東京地方税理士会 | |
| 大月支部長 | 星野 充俊様 |
| 山梨県法人会連合会 | |
| 副会長 | 上原 重樹様 |
| 大月税務署法人課税第一部門 | |
| 統括国税調査官 | 田中 薫様 |
| 大月税務署法人課税第一部門 | |
| 審理担当国税調査官 | 荒木 康作様 |
| 山梨県法人会連合会 | |
| 専務理事 | 小泉 真様 |
| 大同生命保険株式会社多摩支社 | |
| 甲府営業部長 | 中川 和樹様 |
| AIIG損害保険株式会社 | |
| 山梨支店長 | 平井 崇志様 |
| アフラック生命保険株式会社 | |
| 山梨支社長 | 吉田 智一様 |
- 表彰**
- 一、退任役員感謝状
- | | |
|-----|--------|
| 会長 | 細谷 憲二氏 |
| 副会長 | 外川 凱昭氏 |
| 副会長 | 小林余し緒氏 |

- | | |
|------|--------|
| 常任理事 | 小林 歳男氏 |
| 常任理事 | 奥秋 幸治氏 |
| 常任理事 | 渡邊 吉勝氏 |
| 常任理事 | 浅沼 歌子氏 |
| 常任理事 | 高村 朝彦氏 |
| 理事 | 古家 恵次氏 |
| 理事 | 天野 喜宗氏 |
| 理事 | 長田 公明氏 |
| 監事 | 湖山 泰三氏 |
| 理事相当 | 小林 聖子氏 |
| 理事相当 | 田辺 勝子氏 |
| 理事相当 | 日川 和子氏 |
| 理事相当 | 和田 一成氏 |
| 理事相当 | 小松 英一氏 |



大月税務署 武藤雅彦署長 ご祝辞



税理士会 星野充俊大月支部長 ご祝辞

- 二、会員増強表彰
- 銅賞 富士吉田統括支部
- 三、保障制度元請会社優績社員表彰
- 大同生命保険株式会社 伴野さとみ様
- 大同生命保険株式会社 渡邊 寿浩様
- アフラック生命保険株式会社 河内 良美様



山梨県連 上原重樹副会長 ご祝辞



龍崎孝氏 特別講演

退任のご挨拶

公益社団法人大月法人会

前会長 細谷 憲一



この度、五月二十四日開催の公益社団法人大月法人会第八回定時総会におきまして会長を退任いたしました。在任中には会員並びに税務当局を始めとした関係各位には公私ともに格別のご支援とご厚情を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。後任の会長には細田幸次副会長が就任いたしましたので、これまで同様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 法人会活動を顧みますと、平成六年青年部会幹事長、平成十四年青年部会長、平成十五年副会長、そして平成二十三年から会長職四期八年と、二十有余年に亘り法人会の活動とその運営に携わらせて頂くと同時に、会員を始め関係の多くの皆様と交流の場を得ましたことは、私にとってかけがえのない経験と財産になりました。平成二十四年四月一日、会長就任一年後には公益社団法人へと移行し、新たに公益法人として再出発を致しました。大月法人会は従

就任のご挨拶

公益社団法人大月法人会

会長 細田 幸次



この度、五月二十四日開催の公益社団法人大月法人会第八回定時総会における役員改選におきまして名誉ある第八代会長を拜命致しました。細谷憲二前会長の後を受け歴史と伝統ある大月法人会会長職を精一杯努めさせて頂きます。微力ではございますが、今後も地域の方々と共に学び、共に発展する公益法人を目指し取り組んで参りたいと考えておりますので、会員並びに税務当局を始めとした関係各位のご支援とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私も法人会は長きにわたり、国や地方公共団体の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動し、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する』という理念のもとに、さまざまな活動を展開しているところであります。特に税の啓発を中心とする活動や地域社会への貢献活動が、各

支部を始めとし、青年部会及び女性部会の柔軟な発想と機敏な行動力を活かして、その役割を積極的に果たして頂いています。とりわけ、青年部会の「高校生の税に関する標語」、女性部会の「小学生租税教室及び税金絵画コンクール」は、公益の基幹事業となっており、各支部並びに、青年部会・女性部会の皆様方に対し、改めまして深く敬意を表しますと共に厚くお礼申し上げます。

さて、五月一日、平成から令和へ、新たな時代の幕が開け、日本中が沸きました。新たな元号には「令和」への思いが強く感じられるわけですが、誰にとつても素晴らしく平和な時代であることを願うところです。そして、いよいよ消費税の引上げまで一ヶ月を切りました。特に引上げと同時に導入される軽減税率制度につきましましては、複雑で課題も多く実施後における現場の混乱等も予想されているところですが、昨年度に引き続き制度が円滑に実施されるための説明会・研修会等を開催し広く周知活動に努めて参りたいと思っております。会員の皆様方の法人会活動へのご理解ご協力及び、積極的に行事への参加を重ねてお願い申し上げますと共に、会員企業のますますのご繁栄をお祈り申し上げます、会長就任の挨拶とさせていただきます。

大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

滝口 哲夫

原田 威

相談役

大崎 俊浩

藤田 豊

堀内 富久

長田 富也

小林 武

榎田 則夫

奈良 紀子

新名 米光

★細谷 憲二

★外川 凱昭

★小林余し緒

★星野 充俊

会 長

★細田 幸次

副会長

川上洋一郎

志村美貴代

山口 照義

★鯨岡 正文

★梶原 秀博

★吉澤 秀雄

★吉元 潤

専務理事兼事務局長

小笠原能久

常任理事

鈴木 誠一

秋山土建(株)

(株)山梨中央銀行吉田支店

堀内電気(株)

アイトー電子(株)

(株)コバヤシ工業

(株)榎田商店

(有)大和屋薬局

(株)新名製作所

中央観光(株)

(有)山岸旅館

小林工業(株)

東京地方税理士会大月支部

都留信用組合

川上建設(株)

日伸総建(株)

(株)メイト

三栄工業(株)

(株)梶原工業所

(有)吉沢製パン

吉田精工(株)

公益社団法人大月法人会

(株)鈴木製作所

田村 夏子

堀江 俊隆

★天野 太文

★越石 賢一

★藤江 一枝

★小佐野紀之

大森 剛仁

堀内光一郎

立川 正史

★天野 一則

★高村 春久

梶原 信行

小谷田 融

倉澤 鶴義

理事

★白木 孝郎

守屋 博文

城戸 正三

尾形 直

山下 久幸

三木 範之

佐々木弘之

★内藤 定子

★清水美恵子

井上 博之

餌取 一成

小林 清哲

★萩原 秀祥

★赤澤 克夫

★菊地 明久

(株)田村組

(株)堀江製作所

濱野屋ティートラスト(有)

(株)ミネルバ

(株)共立機械

(有)こみたけ売店

(株)大森工務所

富士急行(株)

秋山土建(株)

都留信用組合

(株)総合保険企画

船津観光(株)

富士観光開発(株)

(株)協和生コン

三共建設(株)

(株)トーホー

(株)キドハイテック

(株)尾形製作所

(株)エノモト

甲陽産業(株)

(株)田中屋

(株)ナイトー建商

(株)龍美建設

(有)井上石油

(有)印刷エトリ

(有)小林仏壇

(株)ユーシン

山二商事(株)

(株)長田電材工業

渡邊 稔

宮下 完爾

山下佐一郎

★桑原 安男

★小佐野昇一

★伊東 貴也

★渡邊 訓勝

★渡邊 千恵

大森 保廣

三浦 信

高村 浩明

柏木おさむ

小林ゆくよ

外川 桂子

★井出 泰済

監事

新津 好久

★中山 愛美

★吉野 保美

理事相当

吉澤 武司

平井 勉

小泉 裕次

★西室 信男

★小林 宏好

★市川 賢一

★土屋 和也

★天野 統一

中村 武

★金巻 裕

山崎 泰洋

奥脇 芳弘

小池 久司

(株)渡辺商店

(株)マシナリー

芙蓉実業(株)

(株)桑原興業

(有)こみたけ売店

伊東商店(株)

山叶産業(株)

(有)吉田タクシー

(株)大森林業所

三浦化成工業(株)

富士水熱設備工業(株)

(有)フロスジャパン

(株)コバヤシ工業

(有)山岸旅館

(株)富士レークホテル

(株)新津

(株)ナカヤマ

(株)吉野土建

富士航空電子(株)

(株)平井製作所

(株)ユーキ

(有)西忠エージェンシー

大一木材(株)

(有)大中精機製作所

(有)土屋輪業

濱野屋ティートラスト(有)

中村エンジニアリング(株)

(有)中村薬局

山崎織物(株)

宮川電気(株)

(有)小池時計店

堀内 満

渡辺 浩次

中村 元

★岩田 伸吾

★渡邊 三雄

★相川三七男

★渡辺 教彦

三浦 敬伯

松浦 潤一

井出 隆

渡邊 良孝

大石 秀世

土屋きよ美

白井佳津子

市川 公子

湖山 和子

白川 敏子

山口 輝子

小高 洋子

山口 光子

佐波 佳子

鶴田みさ子

★渡邊ふく子

★河内 正子

★倉澤 光代

外川正知恵

渡邊 林美

★中村 勝子

パイロット測量設計(株)

渡秀工業(株)

(有)東京屋製菓

(有)寿司華

三和建設(株)

富士急行(株)

(株)渡辺工務店

(株)サイコ

(株)エムティーシー

井出電気(株)

登り坂石油(株)

(株)アトラス測量

(株)土屋製作所

(株)白井自動車

市川リース(株)

(株)湖山商事

山陽精工(株)

(有)山口乳業

(有)コタカ電化

(有)山口製作所

(株)サナミ製作所

(株)ツルタ

(株)渡辺商店

(株)山梨重機

エスプラン(株)

(有)サンスペースメニィ

(株)協和生コン

(有)天下茶屋

登り坂石油(株)

(株)オプトナカムラ

(★印は新任)

正味財産増減計算書合計表

科 目	平成 30 年度予算	平成 30 年度決算	平成 31 年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	775	699	700
特定資産運用益	9,340	11,836	7,333
受取会費	13,512,000	13,459,000	13,359,000
事業収益	8,993,000	9,280,382	8,593,000
受取補助金等	8,474,900	8,474,900	10,011,800
受取負担金	1,653,000	1,736,000	1,736,000
寄附金	100,000	107,000	100,000
雑収益	402,800	1,506,168	401,376
経 常 収 益 計	33,145,815	34,575,985	34,209,209
(2) 経常費用			
公益目的事業	20,685,254	21,198,693	21,382,453
収益事業等	11,317,629	12,273,325	9,456,934
管理費	3,487,564	3,504,011	3,288,444
経 常 費 用 計	35,490,447	36,976,029	34,127,831
当期一般正味財産増減額	△ 2,344,632	△ 2,400,044	81,378
一般正味財産期首残高	246,757,160	246,757,160	244,357,116
一般正味財産期末残高	244,412,528	244,357,116	244,438,494
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	8,324,900	8,324,900	9,304,800
受取全法連助成金	8,324,900	8,324,900	9,304,800
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 8,324,900	△ 8,324,900	△ 9,304,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	244,412,528	244,357,116	244,438,494



**全法連功労者表彰
常任理事**
富岳物産(株) 浅沼 歌子様



**山梨県法人会連合会
第七回定時総会**

令和元年六月十一日(火)、甲府常磐ホテルに於いて開催され、当会より二十名が出席しました。

総会終了後の表彰式において、当会より次の方々が表彰されました。

おめでとうございます。

理事

(有)山岸旅館

外川 桂子様



県運功労者表彰

常任理事

(株)鈴木製作所 鈴木 誠一様



理事

濱野屋ティートラスト(有)

天野 太文様



県運退任役員感謝状

県連副会長

中央観光(株) 細谷 憲二様



県連理事

(有)山岸旅館

外川 凱昭様



県連理事

日伸総建(株)

志村美貴代様



関係民間団体事務局長会 関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体事務局長会・団体長会が六月五日(水)、十九日(水)、大月税務署三階会議室に於いて開催され、平成三十年度事業・決算報告及び令和元年度事業計画・予算を原案通り承認。

七月十八日(水)、ホテル鐘山苑に於いて、関係民間団体意見交換会が団体役員等総勢八十七名出席の下開催され、新任の峪和生大月税務署長以下、署幹部職員の紹介や署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。





正副会長会

平成三十一年度第一回理事会

四月二十二日(月)、午前十時・十一時より大月法人会館に於いて開催。審議事項については、全項承認されました。

議事

(審議事項)

第一号議案 平成三十年事業報告承認の件

第二号議案

平成三十年度収支決算報告承認の件、並びに監査報告

第三号議案

委員会委員推薦の件

第四号議案

県連役員候補者推薦の件

第五号議案

第8回定時総会開催の件

第六号議案

女性部会規約改正の件

(報告事項)

一、役員就任承諾書等の提出について
二、富士吉田支部セミナー開催について
三、消費税軽減税率対策研修会開催について



キャッシュレス入門講座

七月十日(水) 大月法人会館

講師 (株)アイデアワークス代表取締役

中小企業診断士 井出美由樹氏



租税教育推進協議会定期総会

五月二十八日(火) 勝山ふれあいセンター

会長出席



支部活動報告

富士吉田支部役員会

五月十四日(火) 都留信用組合本店



富士吉田支部セミナーを開催

令和第一回目となる富士吉田六支部主催による富士吉田支部セミナーを六月三日(月)、ホテル鐘山苑に於いて開催。開会にあたり、細田幸次大月法人会長、田中薫大月税務署統括官よりご挨拶を頂きました。

第一部の税務研修会では「消費税軽減税率制度について」と題して、大月税務署荒木審理担当調査官より制度の概要を解説頂きました。



第二部の特別講演会では、初対面の一分間で相手をその気にさせる技術をカリスマ講師の朝倉千恵子先生から伝授。「第一印象の重要性」「礼儀・挨拶の仕方」として、参加者は「ありがとうございました」「はい、わかりました」「起立」「礼」等素早い返答と機敏な動作訓練を受け、全員見事に揃った挨拶ができるようになり、朝倉マジックに引き込まれ、あつという間の九十分間でした。非会員の参加者も多く、終了後には講師と参加者との名刺交換がなされ、公益法人に相応しいセミナーとなりました。



第三部は、富士吉田支部内の税務研修会が行われ、大月税務署田中統括官に税についてのお話を頂いた後に意見交換会を開催。

本会・青年部会・女性部会の役員の皆様にはご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

富士吉田六支部統括支部長

小佐野紀之



都留支部役員会

八月七日(水) ふるや



青年部会活動報告

青年部会長退任のあいさつ

前青年部会長 小佐野昇一



この度、青年部会第八回定時総会において、青年部会長を退任することとなりました。平成二十六年五月

川上洋一郎前部会長より伝統ある大月法人会の青年部会長を引継いで以来五年間、部会員はもとより歴代の大月税務署長をはじめ税務署幹部の皆様、関係民間団体の皆様には、長きにわたりご指導・ご協力を賜り誠にありがとうございました。

この五年間を振り返りますと、就任間もない頃、青年部会一丸となつて活動した全国青年の集い「茨城大会」での租税教育活動の事例発表会が先ず浮かびます。青年部会が活動してきた高校生の税に関する標語募集・租税教室工場見学・野球大会前の税金教室及び税金クイズ大会これらを総括し事例発表に挑みました。結果は 奨励賞でしたが、部会の一

体感を感じる事業でした。

また、三島田方法人会、沼津法人会、岳南法人会、大月法人会の四法人で行っている環富士山交流会、社会貢献事業の年末チャリティー、青年部会・女性部会四〇周年記念事業、全国女性フォーラム山梨大会への協力、山梨県青年部会連絡協議会の活動、全国青年部会連絡協議会の活動などの活動でも様々な仲間との出会いがあり地域を超えた交流が深まり、思い出深いものになり、私にとってこの五年間は様々な仲間と出会えた特別なものになりました。

今年度より新たに吉元潤部会長を迎え青年部会の新たな一歩が刻まれました。青年部会員はもとより大月税務署をはじめとする関係機関の皆様には変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い致します。

今後は新部会長を盛り立て部会活動がますます活発に行われるよう活動していきたいと思います。

結びにあらためてこの五年間のご支援に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

青年部会長就任のあいさつ

青年部会長 吉元 潤



『法人会に加入する事で得られるメリットは、なに?』

法人会の新規会員を勧誘する上でよく言われる、よく聞かれる質問だと思えます。私は常々、「ない!」と答えてきました。しかしそのあとに続けます。「でもね、感じるメリットは人それぞれ違うから、その中に飛び込んで、自分自身で探すモノじゃないかな!」って。すると多くの人はここで眉間にしわを寄せます…でも今年、私自身には明確な答えが出来ました。

申し遅れました。このたび、公益社団法人大月法人会青年部会の第六代青年部会長の大役をおおせつかることになりました吉元潤です。どうぞよろしく願います。

(9) 昨年、創立四十周年を迎えた当部会は、税務当局指導のもと「納税道義の高揚と税知識の普及啓蒙」を御旗に、租税教育活動・社会貢献活動・

研修会事業等に専心し尽力されると共に、会員相互の情報交換と親睦を深めて参りました。今年で三十五回を数える「高校生による税に関する標語」募集活動や十八回目を迎える「少年野球大会・租税教室」など、長年に渡り続けてきた租税教育活動は全国的に見ても誇れるものであります。

世代や地域を超え、また業種を超えて得られる人間関係や人脈、税務知識や事業、イベントの設営、たびたび訪れる人前での挨拶など。自己鍛錬や人間形成というチャンスを最大公約数で得る機会をいただけたことはこれ以上ない「メリット」だと感じ、皆様に感謝申し上げます。

結びに、私自身、浅学非才ではありますが、全力を挙げて職務に邁進する所存でありますので、青年部会員はもとより、税務当局をはじめとする関係各位、そして一番お世話になることになる事務局の皆様方のご指導、ご支援を心からお願ひ申し上げます。併せて、皆様と皆様の大切な人達が幸せになる事を心よりお祈りし、就任の挨拶と致します。

青年部会役員会・署との意見交換会

これやこの行くも帰るも別れては知るも知らぬも逢坂の関

蟬丸(十番)

『小倉百人一首より』

令和元年八月六日(火)午前十一時より、大月税務署三階大会議室に於いて開催。大月税務署から、大月税務署長・峪和生様、総務課長・苦米地英昭様、法人課税第一部門統括国税調査官・田中薫様をはじめ各部門幹部の皆様にも出席して頂きました。

峪署長に御挨拶を頂いた後、法人課税第一部門上席国税調査官・鈴木英明様より署幹部の皆様を紹介して頂きました。その後で名刺交換会を行いました。

青年部会役員の自己紹介では、天野最高顧問より青年部会の成り立ちからエピソードなどを紹介頂き、峪署長をはじめ、青年部会新任役員様には関心を持って頂きました。

議事に移りe-Tax推進協議会の更なる協力を求める事を確認。上野原支部担当の『高校生の税に関する標語』募集、忍野・山中湖支部担当の『税金クイズ・少年野球大会』においては、税務署幹部の方の参加協力をお願いし、環富士山交流会と、『全国青年の集い(大分大会)』には、詳細が確認でき次第動員の依頼をする事とし議事を閉じました。

今回は、峪署長をはじめ、税務署幹部の方も、青年部会の役員にも新任が多く、予定時間をオーバーするくらい活発な議論が出来ました。

「出会いと別れ」、前任者、再任者そして新任者とうとうした機会が持てる事に感謝と喜びを感じる貴重な時間となりました。ありがとうございます。

青年部会長 吉元 潤



青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや

小佐野紀之 (有)こみたけ売店

細谷 憲二 中央観光(株)

川上洋一郎 川上建設(株)

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

顧問

守屋 博文 (株)トーホー

餌取 一成 (有)印刷エトリ

井上 博之 (有)井上石油

山口 照義 (株)メイト

越石 賢一 (株)ミネルバ

鯨岡 正文 三栄工業(株)

渡辺 信介 (有)湧池

小林 清哲 (有)小林仏壇

荻原 秀祥 (株)ユーシン

吉野 保美 (株)吉野土建

奥脇 芳弘 宮川電気(株)

堀江 俊隆 (株)堀江製作所

赤澤 克夫 山二商事(株)

柏木おさむ (有)フロスジャパン

小池 久司 (有)小池時計店

中村 武 中村エンジニアリング(株)

鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

三木 範之 甲陽産業(株)

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

深沢 央 なたや(株)

渡邊 幸男 吉田タクシー(有)

伊東 貴也 伊東商店(株)

三浦 信 三浦化成工業(株)

松浦 潤一 (株)エムティーシー

部会長

★吉元 潤 吉田精工(株)

上野原支部長

尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長

佐々木弘之 (株)田中屋

都留支部長

★菊地 明久 (株)長田電材工業

富士吉田支部長兼監事

★渡辺 三雄 三和建設(株)

忍野・山中湖支部長

★渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

河口湖支部長

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

幹事長

渡邊 訓勝 山叶産業(株)

事業委員長

★宮下 崇 (株)宮下

大月副支部長兼親睦委員長

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

会 計

白須 一政 (株)シラス自工

都留副支部長

★奥秋 公大 奥秋建設(株)

富士吉田副支部長

★藤本 秀昭 (有)第一測量

河口湖副支部長

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

幹 事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

天野 統一 濱野屋アイトスト(有)

中山 愛美 (株)ナカヤマ

藤本 恭司 (株)やおき

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

野武 直記 ユニテック(株)

堀内 慎也 堀内電気(株)

九鬼 敦 (有)九鬼塗装

細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

本田 剛 (株)中村酒販

渡辺 秀行 (有)渡辺酒店

小林 大希 (株)丸大産業

岩下 稔 (有)岩下産業

金巻 裕 (有)中村薬局

白須 資望 富士新幸(株)

鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

中村 哲 (株)丸正電器

平井 尚博 (有)平井製作所

新田 隆人 (株)エス・イー・エス

桑原 大輔 桑原電業(株)

羽田早一郎 (株)羽田印刷

佐藤 浩文 (有)ユースセンターサトー

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

★小佐野 修 フジコンストラクト(株)

監 事

桑原 誠 秋山土建(株)

(★印は新任)

青年部会役員会

四月二十二日(月) 大月法人会館

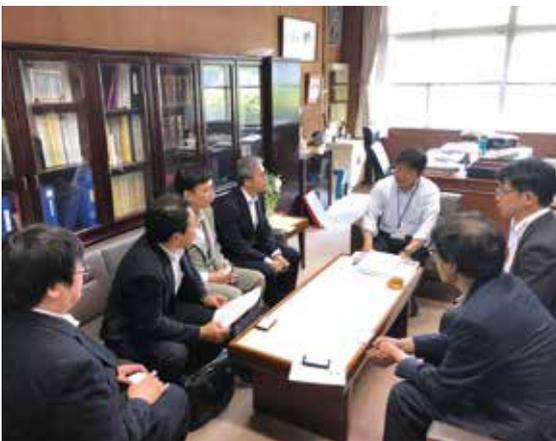




青年部会第八回定時総会
五月二十四日(金) ホテル鐘山苑



租税教室ミニバスケット教室
六月二十三日(日) 敷島体育館



標語お願い
七月二十四日(水) 上野原高等学校



標語お願い
七月二十四日(水) 日本大学明誠高等学校



県連青連協会議
七月二十二日(月) 甲府法人会館



標語お願い
七月二十四日(水) 上野原市役所

女性部会活動報告

小学生租税教室開催と税金絵画コンクール及び税金絵はがきコンクールの中間経過報告

女性部会河口湖支部担当で七月十七日梅雨の晴間涼味、大月税務署より田中統括官、鈴木上席官に同席頂き勝山小学校多目的ホールに於いて、租税教室を開催。若手のホープ倉澤光代（同校出身）講師が四十五分間の出前授業を務めました。



二月十八日 富士河口湖町、渡辺孝教教育長、相澤一憲税務課長にお目文字し租税教室、税金絵画・絵はがきコンクールの趣旨をご理解頂き勝山小学校へお願いする事になりました。

三月八日 渡辺厚子勝山小学校長にご挨拶に伺いカリキュラムの中に組み込む事を了承され開催日程も即答頂きました。

四月十九日 新年度人事異動により、新任の小石川浩校長へ再度お願いに、続けて渡辺喜久男富士河口湖町長へ絵画コンクール「町長賞」のお願いに伺いました。

六月十三日 大月税務署に於いて租税教室講師講習会を実施し、甲府税務署、山田奈巳恵税務広報広聴官よりご指導を受けました。

七月十二日 一週間後に迫った租税教室のリハーサルを(株)コバヤシ工業事務所会議室をお借りして実施しました。

七月十七日 「租税教室講師マニュアル」に則って講義はユーモアを交えて行われ、児童達も真剣な眼差しでビデオ「千年の約束」を見、「ゲー・チョコキ・パー」の税金三択クイズも元気良く楽しく締め括る事が出来ました。質疑応答では、「十月より消費税が10%になるから保育

料が無料になるのですか」との質問では、田中統括官より解り易く説明をして頂きました。授業の後は一億円の札束の重みを体験して頂きました。六年生三十四名、五年生三十名の計六十四名の授業でしたが、児童数が年々減少し少子化が進んでいる現実を実感しました。また五年前担当した租税教室では一人当たりの義務教育費は九年间で七八六万円でしたが、現在は一〇七〇万円と約三百万円増え、消費税引上げも致し方ないのかと思われました。租税教室の感想として、税



金絵画・絵はがきを夏休みの宿題としてお願いして租税教室を終了しました。

九月には学校へ出向き絵画・絵はがきの作品を回収し選考会で優秀作品を選出し、十一月の「税を考える週間」にお披露目する事を楽しみにしています。勝山小学校長、担任の先生方にはご協力を頂きまして深く感謝申し上げます。有難うございました。

女性部会河口湖支部長 外川 桂子



おかあさんコーラス大会
五月十一日(土) 都留つぐいすホール



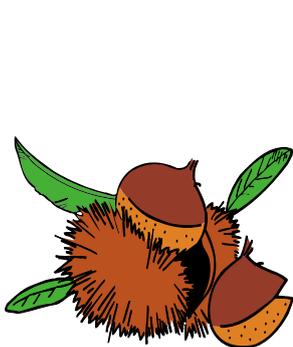
日帰り税務研修会
六月二十六日(水) 相模原・立川方面



大月支部研修会
七月二十二日(月) ハイランドリゾート



女性部会第八回定時総会
五月二十四日(金) ホテル鐘山苑



県連女連協会議
七月九日(月) 甲府法人会館

県連女連協正副会長会
六月四日(火) 甲府法人会館



税金絵ハガキお願い
七月四日(水) 西桂小学校

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

小林余し緒 小林工業(株)

部会長

志村美貴代 日伸総建(株)

副部会長

★内藤 定子 (株)ナイトー建商

幹事長

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

上野原支部長(広報委員長)

田村 夏子 (株)田村組

大月支部長(副幹事長)

★清水美恵子 (株)龍美建設

都留支部長(コーラス部長)

★鶴田みさ子 (株)ツルタ

富士吉田支部長

★河内 正子 (有)サンスペースアミニティ

河口湖支部長(親睦委員長)

外川 桂子 (有)山岸旅館

上野原副支部長(副幹事長)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月副支部長

★小高 洋子 (有)コタカ電化

都留副支部長

★渡辺ふく子 (株)渡辺商店

富士吉田副支部長

★白井恵美子 エスプラン(株)

河口湖副支部長兼会計

外川正知恵 (有)天下茶屋

事業委員長

藤江 一枝 (株)共立機械

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

天野 操 (有)米屋時計店

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

白川 敏子 山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

志村ひろ江 志村クリーニング店

石井 清子 規予

山口 光子 (有)山口製作所

功刀真佐美 桂商会(株)

谷内江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (株)アウラテクノロジー

渡辺なおみ (有)宝観光バス

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トータル住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

浅沼 歌子 富岳物産(株)

日川 和子 (有)日川時計店

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

田辺 潤子 (株)まるさくたなべ

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

高橋ます美 (有)ボティショップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可能子 (有)富士エコープレミアム

池上美奈子 (株)池上工務所

渡邊 林美 登り坂石油(株)

梶原 広子 船津観光(株)

★中村 勝子 (株)オプトナカムラ

監事

湖山 和子 (株)湖山商事

★倉澤 光代 (株)協和生コン

(★印は新任)

広報誌封入作業

四月二十六日(金) 八名 大月法人会館



広報委員会

七月二十二日(月) 大月法人会館





県連理事会
四月二十六日(金) 常盤ホテル



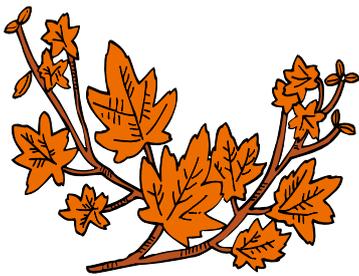
新設法人説明会
六月十七日(月) 十一名 大月法人会館



税理士会大月支部定期総会
六月二十一日(金) ハイランドリゾート&スパ
川上副会長出席



決算法人説明会
五月十六日(水) 十七名
六月十八日(火) 四十名
八月二十三日(金) 十七名
大月法人会館



県連税制委員会
五月三十日(水) 甲府法人会館

新入会員紹介

- 有限会社フエニックス
代表取締役 井上 章
都留市四日市場二八七
- 水仕事小林配管
代表者 小林 周二
都留市十日市場一五二一
- 株式会社KATEKYO静岡・山梨
代表取締役 田中 利明
甲府市武田二十二デイルーヤマザキF
- 株式会社シーホース
代表取締役 梶浦 是光
南都留郡山中湖村山中八六
- 有限会社伸成
取締役 湯山 伸司
大月市大月町真木一六八四一四



香 雪 閣

濱野屋

HAMANOYA

濱野屋ティートラスト有限公司
〒401-0013 山梨県大月市大月1-3-3
TEL 0554-22-1372



詳細はQRコードを
ご覧ください

山梨県連二〇二〇年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

令和元年五月三十日(木)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単位会において実施された「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 二〇二〇年度税制改正に関する提言 (はじめる)

山梨県法人会連合会はこれまで我が国の経済再生と財政健全化に向けて歳入・歳出の一体的改革を強く要望してきた。

政府は国家的課題である基礎的財政収支(プライマリバランス)の黒字化目標の達成時期について、2006年に掲げた「2011年度の黒字化」はリーマンショック後の財政拡大で断念、2010年には「2020年度黒字化」を再設定し、国際協約としたが、消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期したことなどを理由に5年先送りした。

また、消費税率の使途についても、これまでの年金、医療、介護、子育ての社会保障経費に加え教育無償化にも対象を拡大した。

消費税増税は歳入を増やして財政健全化を進め社会保障制度の安定化を図るといふ本来の目的を見失ってはならない。

当会では本年度も会員を対象に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、会員企業の要望を踏まえ経済再生に活力を与える税制の構築を要望する。

法人税関係

1. 法人実効税率のあり方について

2016年度改正で29・97%、2018年度には29・74%まで引き下げられたが、アメリカではこれまでの約41%が27・98%に引き下げられ、イギリスでは2020年度から17%、フランスにおいても2022年に25%に引き下げる予定になっている。

また、アジア10ヶ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。日本企業の国際競争を高め、外国企業の日本進出も後押しするために

実効税率25%を目指すべきである。

2. 法人課税ベースの見直しについて

(1) 受取配当金益金不算入制度について

受取配当金益金不算入制度は法人企業と個人株主の二重課税排除のために設けられた制度であるが、現在の日本における上場企業の個人株主の持株比率は20%程度に対し、80%近くが法人株主となっており、二重課税排除を適用する根拠は失われているに等しい。財政健全化を図る観点から受取配当金は課税対象に改めるべきである。

(2) 租税特別措置法の見直しについて

租税特別措置法についても、受取配当金益金不算入制度同様に殆ど大企業が利用している。一方、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないため、法定税率に近い税率が当てはめられていて税負担の歪みが生じている。各措置の利用状況等を踏まえ、必要性や政策効果を見極めた上で廃止を含め根本的な見直しを行うべきである。

3. 中小企業の活性化に資する税制措置について

(1) 中小企業の軽減税率について

現行の中小法人の軽減税率の特例(所得金額年800万円以下の税率15%)は本年度の改正で適用期限が2年延長されたが、中小法人活性化のためにこの時限措置を本則化とし、1981年以来800万円以下に据え置かれていた適用所得金額を1,600万円程度に引き上げること。

(2) 中小企業支援に係わる税制措置について

中小企業支援税制については、2017年度税制改正で地域中核企業向け設備投資促進税制が創設されるなど中小企業への支援が強化されているが、期間が限定されている。中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制については、対象設備が機械装置、測定工具及び検査工具、一定のソフトウェア、貨物自動車、内航船舶となっているが、営業乗用車・器具備品まで拡大し、これらの対象設備の中古品も含めることを要望する。

(3) セキュリティソフト導入に係る税制措置につ

いて

マイナンバー制度の開始以後、個人番号関係事務実施者である事業者は、個人情報保護・管理が義務付けられ、厳重なセキュリティ措置を余儀なくされている。法定調書等の提出をe-Taxで行うことを考えると、インターネットに接続しないパソコンでの管理のみでは対応できないため、セキュリティソフト導入に係る税制措置を要望する。

(4) 交際の中小法人に対する定額控除額の引き上げについて

現行の中小法人(資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人)に対する交際の定額控除額は年800万円となっているが、昨今の社会経済情勢を踏まえ、需要喚起の観点から1,000万円に引き上げることが要望する。

所得税関係

1. 各種控除制度の見直しについて

2017年度税制改正において配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、2018年度税制改正では、基礎控除、給与所得控除の見直し等が行われたが、経済社会の構造変化を踏まえ、各種控除の更なる検討が必要である。なお、給与所得控除については、給与等の収入金額が850万円を超える者について、税負担が増加するため、23歳未満の扶養親族等を有する者や特別障害の扶養親族を有する者等については負担増が生じないように所得金額調整控除が講じられたが、働き盛りの世帯は住宅ローン等が増える中で年収850万円超の金額は低すぎると、公的年金等の収入金額1,000万円と同額にすることを要望する。

2. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は、0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育てはすべての世帯にとって税務力が減殺されるものであり、子育て支援は実効性があるべきである。このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活すべきである。

3. 医療控除の廃止を含めた見直しについて

医療費控除は多額の医療費の支出があった場合の制度であるが、今日では医療保険制度が相当充実し、保険金などで補填されていることも多く、従前と比べてその必要性が小さくなっていると考えられる。このため廃止を含め見直しを行い、高齢化に対応するためにも老人扶養控除の拡充を要望する。

4. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取り引きの決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌末日にまた、納期特別適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを強く要望する。

5. 勤務地が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内源泉所得税の計算方法について

昨今、国内企業から海外勤務の従業員が増加している現状に鑑み、海外勤務が一定の日数以上に達した従業員の税額精算は、複雑であり簡素化の検討を要望する。

消費税関係

1. 消費税率軽減税率制度について

本年10月の消費税率10%への引き上げに伴い所得の低い人向けの対策として「軽減税率制度」が実施されるが、同制度はアンケート調査から、複雑で中小事業者の事務負担及び費用負担が増大するとの結果が出ている。

また、食料品等への軽減税率を適用することによる約1兆円の税収減少の影響が大きいため、軽減税率制度は廃止し、低所得者対策は簡素な給付措置での対応を要望する。

2. 事業者免税品制度・簡易課税制度の廃止について

消費税制度は事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立っている制度であり、法人会は次代を担う子どもたちに税の公平性について「税金教室」の中でも取り上げている。益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止することが必要である。

事業承継関係

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながることを考える。中小企業及び個人事業者の円滑な

事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び未上場株の相続税を非課税とすること。

贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)が、(3,000万円+600万円×法定相続人の数)に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税対象割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を(4,000万円+800万円×法定相続人の数)に引き上げるべきである。

2. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化ともなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

3. 相続時精算課税制度の非課税枠の拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ないのが現実のようである。非課税枠の拡大を含め利用しやすい制度に見直しを要望する。

印紙税関係

印紙税については、日常の経済取引における書面により作成される契約書や金銭の受取書などが課税対象とされているが、近年は情報通信技術の利用による電子的手段によって契約を交わし、書面により契約書を作成しないことで、印紙税の課税を回避する事例が発生している。

したがって、同様の経済取引を行っているにもかかわらず、契約書等を書面で交わすか否かによって印紙税の納税義務の有無が異なり、課税の公平性が阻害されているものと思われる。今後さらに情報通

信技術の発達及び普及により、電子取引による印紙税の課税対象とされない契約書等を取り交わすことが増えていくものと推察される。早期に印紙税の課税対象文書の見直しを要望する。

地方税関係

1. 外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しむ中小企業に課税することは徴税者本位の発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しを要望する。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与え、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。また同制度を存続する場合は、現行の免税点150万円を大幅に引き上げること。

4. 超過課税について

(1) 住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体も多く、課税の公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体はできるだけ早く標準税率に戻すべきである。

(2) 2024年度から森林環境税が実施されるが、現在各府県で導入している森林環境税を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮が必要である。

また、森林環境税を財源として自治体に配布される森林環境譲与税は2019年度から総額160億円が決定しているが、森林が少なく林業が盛んでな

い都市部に多く配布され、森林が多い自治体に十分な配布がされない算定基準となっている。納税者から納得の得られる算定基準の見直しが必要である。

その他

1. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、1989年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税の一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。

2. 社会保障制度のあり方について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が見込まれ、2025年には団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、年金を始めとした社会保障費は膨張し続け、もはや社会保障制度の維持が困難になるほど極めて危機的な状況になることが予想される。

課題は給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても、今後数十年間の人口動態を予想したうえで新たな社会保障制度の抜本的制度改革を行うとともに、少子高齢化社会に対応した国民が信頼できる「持続可能な制度」を実現することを要望する。

3. 行財政改革について

(1) 国の行財政改革について
財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには増税は不可欠であり、国民に痛みを求めめるものであることは理解できるが、その前提であるべき行財政改革は一向に進んでいない。

行財政改革を徹底するための諸施策として、議員定数及び議員報酬、政党助成金の削減を求める。

(2) 地方の行財政改革について

① 我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案することが重要である。

② 厳しい財政状況を踏まえ、公務員の人員削減と

能力を重視した賃金体系により人件費を抑制すべきである。

③ 議員定数と報酬の適正化により、地方議会のスリム化を図り、より納税者の視点に立った行政に対するチェック機能を確立すべきである。また、政務活動費についても一層の適正化を求める。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、データの漏洩やシステムの管理等徹底したセキュリティ対策を行うこと。

5. 租税教育について

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。高齢者数がピークとなる2040年度には、政府の推計で医療や介護、年金などにかかる社会保障給付費は約190兆円にまで膨張すると試算がある。

少子高齢化がすすむ現在において、超高齢化社会の現役世代となる子供たちが、税の意義や税が果たす役割の理解を深めることは非常に重要となる。また、税を適正に納め、税の使途を厳しく監視することの必要性などから、租税教育の対象となっている小中学生のほか、大学生や社会人にまで対象を拡大するなど、国民全体で税について考える必要がある。

6. 震災復興について

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(2016年度～2020年度)」も来年度で最終年度となる。阪神大震災後の復興にかかった期間と比較するのは適切ではないが、東日本大震災における東北地方の復興、産業の再生は遅々として進んでいないと言わざるを得ない状況にある。

また、2016年4月の熊本地震後や2018年9月の北海道地震など、震度7が観測された地震が各地で起きており、この先、大規模地震による災害復興といった事態が発生する可能性を考慮し、東日本大震災の対応を踏まえ、適切な復興支援と実効性のある措置を講じるべきである。

CMでおなじみ

 富岳ガス

富岳のエコ給湯器キャンペーン!

毎日使う **お湯** を

見直しませんか?

プロパンガス販売

バナジウム天然水

キッチンリフォーム

ユニットバス



富岳グループ
富岳物産株式会社

<http://www.fugaku.com/>

フリーダイヤル フロハ フガク

 0120-268-259

営業所

都留営業所	0554-43-4125
大月営業所	0554-22-2628
富士吉田営業所	0555-22-2102
上野原営業所	0554-63-0119
甲府営業所	055-244-1377



くつろぎとやすらぎの宿

山岸旅館

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 4030-1
TEL 0555-72-2218 (代) FAX 0555-72-0917
URL : <http://www.yamagisi.jp> E-mail : info@yamagisi.jp

工業機械部品製造/工業計器部品製造

株式会社 鈴木製作所

〒409-0112 山梨県上野原市上野原2140番地
TEL 0554-63-1055 FAX 0554-62-3864

大月税務署人事異動のお知らせ

令和元年 7月 10日

官 職 名	現 任 者		前 任 者	
署 長	峪 和生	財務省主税局総務課主税調査官	武藤 雅彦	退官
総 務 課 長	苫米地英昭	(留任)	苫米地英昭	
管理運営1統括官	辰田 英樹	(留任)	辰田 英樹	
管理運営2統括官	一ノ瀬睦巳	(留任)	一ノ瀬睦巳	
徴収統括官	笹山 高	小田原署 徴収2統括官	清水 康成	品川署 徴収1統括官
個1統括官	石井 正	東京局国税訟務官室総括主査	加藤 真一	杉並署 個人1統括官
個2統括官	三枝 哲哉	(留任)	三枝 哲哉	
個3統括官	藤牧 章	芝署 個人審理専門官	石川 裕一	東京局情報処理主任分析官
資産統括官	吉岡 茂	市川署 資産審理専門官	中田 宏一	京橋署 資産統括官
法1統括官	田中 薫	(留任)	田中 薫	
法2統括官	佐野 涼子	甲府署 法人3統括官	大山千奈美	日野署 法人2統括
法3統括官	福澤 淳一	厚木署 法人2統括官	佐藤 栄彦	甲府署 法人4統括
法1総括上席	川高 幸大	(留任)	川高 幸大	
法1審理上席	鈴木 英明	京橋署 法人11部門	荒木 康作	向島署 総務課主任

新任者プロフィール

●出身地

- ・和歌山県

●趣 味

- ・美術館回り

●モットー

- ・正直者は(が)

馬鹿を見ない



峪 和生 署長

●出身地

- ・神奈川県

●趣 味

- ・飲食店めぐり

●モットー

- ・まかぬ種は はえない



鈴木英明 審理担当

離任の御挨拶

前大月税務署長 武藤 雅彦

この度の人事異動で、大月税務署長を最後に思い出多き国税の職場を退職させていただきました。私にとって国税最後の職場が出身地でありながら一度も勤務経験の無かった山梨県内の税務署であったことは嬉しくもあり、この地で1年間は非常に思い出深いものとなりました。

着任時は、地元だけに法人会をはじめ関係民間団体の皆様との信頼・協調関係が上手に築けるかという不安や気負いもありましたが、細谷前会長並びに細田会長ほか役員・会員の皆様から税務行政に対して深い御理解と多大なる御協力を頂いたお陰で、署長の任を無事に果たすことができました。心より御礼申し上げます。

公益社団法人大月法人会におかれましては、本会の活動もさることながら、女性部会及び青年部会を中心とした租税教育活動や各支部における税務研修会などの税の啓蒙活動、更には施設慰問などの

社会貢献活動など、幅広い事業活動を展開していただきましたことに深く感謝申し上げます。

今後とも、皆様には税務行政に對しまして変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

転任の御挨拶

前法人課税第1部門審理担当

荒木 康作

この度の人事異動により、向島税務署へ転任することとなりました。

1年という短い期間ではございましたが、細谷前会長並びに細田会長ほか役員及び会員の皆様方、そして事務局の皆様方には大変お世話になり、心から厚く御礼申し上げます。

上席でなく初めての審理担当であり、戸惑うことも多い中、多くの皆様の御理解と御協力を得て、これまで経験したことのない充実した1年間を過ごすことができましたことに、心より感謝申し上げます。

大月法人会の熱意に溢れる事業活動を通じて、法人会のパワーと団結力、そして税務行政に対してこれほど多大な御協力を賜っているということを肌で感じ、法人会事業の大切さを改めて認識することができました。

皆様と過ごしたこの1年間は、私の一生の財産として心に残り続ける貴重な経験になると確信しております。

またいつか皆様と再会できることを切に願っております。本当にありがとうございます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会が益々御発展されますことと、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

大月税務署からのお知らせ

本年も下記の日程にて年末調整等説明会を開催いたします。

都合により対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。また、小菅村・丹波山村については、青梅税務署の説明会が下記のとおり行われますので、そちらへもご出席いただけます。

ただし、市町村で配布している給与支払報告書につきましては、対象地区以外の説明会場ではお渡すことが出来ませんので、直接各市町村にご請求いただくこととなります。

開催日	会場名・所在地	対象地域
11月6日(水)	富士五湖文化センター(ふじさんホール)大ホール	富士吉田市・富士河口湖町 忍野村・鳴沢村・山中湖村
	富士吉田市緑ヶ丘二丁目5-23	
11月8日(金)	都留市文化ホール(うぐいすホール)小ホール	都留市・西桂町・道志村
	都留市上谷1888-1	
11月13日(水)	大月市民会館 4階視聴覚室	大月市
	大月市御太刀二丁目11-22	
11月15日(金)	上野原市文化ホール(もみじホール)2階会議室2	上野原市 ※(小菅村・丹波山村)
	上野原市上野原3832	
開催時間(各会場共通)	軽減税率制度等説明会	10時00分～11時25分
	用紙配布	13時00分～13時30分
	年末調整等説明会	13時30分～16時00分
11月20日(水)	奥多摩町福祉会館 1階	※(小菅村・丹波山村) 13時30分～16時00分
	西多摩郡奥多摩町氷川199-口	

着任の御挨拶

大月税務署長 峪 和生



公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、大月税務署長を拝命し、財務省主税局から参りました峪でございます。

私は山梨県内での勤務は初めてとなりますが、富士山をはじめとし、富士五湖、忍野八海など素晴らしい自然に囲まれた環境で日々仕事ができることを大変光栄に思っております。

前任の武藤署長同様の御懇情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(21) 細田会長はじめ大月法人会会員の皆様には、平素から法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

げます。

貴会におかれましては、「税知識の普及、納税道義の高揚」を目的とした説明会・研修会の開催、「地域社会への貢献」を目的とした講演会の開催や施設慰問など、各種の事業を活発に展開し、地域社会に多大な貢献をされております。

また、租税教育推進の分野では、「小学生による税金絵画コンクール」、「高校生による税の標語募集」及び小学生を対象とした「租税教室」を開催されるなど、他の法人会にはない特色ある活動に積極的に取り組んでおられます。これらの活動は、次の世代を担う児童・生徒の皆さんに「税」について考えてもらおう良いきっかけ作りとなる意義深い活動であります。

これは、ひとえに、細田会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方の日頃の納税意識の高さと、租税教育に対する情熱の賜物と心より敬意を表する次第であります。

さて、皆様御承知のように、消費税率の引き上げ及び軽減税率制度の導入が本年の10月に迫っており、制度の実施までの準備期間も限られております。

執行当局である私どもといたし

ましても、円滑な実施に向けた積極的な周知・広報に取り組んでまいりましたが、貴会におかれまして、会員の皆様に制度の内容を十分に御理解いただき、必要な準備を進めていけるよう制度の広報活動に引き続き御協力をお願い申し上げます。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化や広域化をはじめICT化の急速な発展による高度情報化に加え、マイナンバー制度への対応など大きくそして急速に変化しており、これらの環境変化に的確に対応していくためには、事務処理もまさにICT化を進めるなど事務の簡素化・効率化に不断の見直しを行なっていくことが重要となります。

e-Taxにつきましても、更なる利用拡大に向けて取り組んでまいる所存でございますので、ダイレクト納付を中心とした電子納税及び納税証明書のオンライン申請の利用促進とともに、貴会におかれまして、より一層の御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

このような税制改正対応も含めまして、税務行政を取り巻く環境

が一層の厳しさを増す中で、税務署の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていくためには、貴会をはじめとする関係団体の皆様方の御協力が不可欠でございます。

今後とも、長年にわたって培って参りました信頼・協調関係を大切にし、引き続き、緊密な連携を図って参りたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々の御隆盛と会員の皆様方並びに御家族の御健勝、事業の御繁栄を心よりお祈り申し上げます。私の着任の挨拶とさせていただきます。



大月税務署からのお知らせ

- 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又は食用に供されるもの（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 日々の業務で対応が必要となること

仕入れ（経費）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（次頁参照）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率の異なることに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくとも、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」を記載して交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率の異なることに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申告

- ◎ 税率の異なることに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率の異なることに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

大法人^{（大企業）}についてe-Taxが義務化されます!!

令和2年4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、提出方法が電子申告に義務化されます（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

なお、大法人の電子申告義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めており、平成31年4月からは、以下の点が変更されます。

- 勘定科目内訳明細書の記載内容が簡素化されます。
- 勘定科目内訳明細書、別表のうち明細記載を要する部分（別表6(1)など）についてデータ形式が柔軟化されます。
- 法人番号の入力により、法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報を自動的に反映できるようになります。
- 連結納税の承認申請関係書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とします。

また、上記以外の施策も、平成30年4月以降、順次実施しております。
実施状況等は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

e-Taxならこんなメリットがあります

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続きをすることができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
(e-Tax：370円 書面：400円)



添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。

さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※ 財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ(PDF形式)での提出はできませんのでご注意ください。

神社めぐり

第43回

浅間諏訪神社 (旧郷社)

鎮座地 南都留郡西桂町下暮地一六五
 御祭神 木花開耶姫命 建御名方命
 例祭日 九月十五日
 宮 司 郷田盛直
 総代会長 勝俣宗明



境内地 七七一坪
 氏子戸数 二八五戸
 崇敬者数 八五七人

由緒沿革

当社の創祀は不詳なるも当地が先住民時代より集落地なるを以て、其の創立は太古であった思惟する。第一〇三代後御門天皇、文明九年七月二十二日国主武田候参向奉幣の下、天下泰平、五穀豊穰、万民安泰の一大祈願祭を奉仕した。明治四年桂村総産土神として郷社に列格。

山祇神社

鎮座地 南都留郡西桂町下暮地一八八四
 御祭神 大山祇命
 例祭日 四月十五日
 宮 司 郷田盛直
 総代会長 勝俣宗明
 境内地 二一六坪
 氏子戸数 二八五戸
 崇敬者数 八五七人



由緒沿革

当社創立の年代は不詳であるが、三ツ峠の麓にあり、天保三年、三ツ峠中興の祖、空胎上人が入山し、霊山として知られ、御堂や石像が建立され、ダルマ石、神鈴権現神社、一字一石供養塔、八十八大師、愛染明王等があり、当神社は、この三ツ峠の守護神として盛大に祭られた。



●糖尿病とは

糖尿病とは、血液中のブドウ糖が増えすぎて尿の中に糖が溢れてきた状態です。この時点でかなり進行しています。糖尿病は慢性の高血糖を特徴とする病気で、実際には血液中のブドウ糖の量（血糖値）をもとに診断します。血液中のブドウ糖の量と、膵臓（すいぞう）から分泌されるインスリンというホルモンの働きバランスに問題が生じ、結果的に血糖値が高くなるのが「糖尿病」です。

糖尿病で特に気をつけたいのは、**ほとんど無症状**ということです。したがって健康診断などの機会に発見し治療を開始すべき病気です。しかしながら、検診で、糖尿病を強く疑われる状態でも、自覚症状があまりない病気のため、糖尿病人口の約半数は治療を受けていないとの報告もあります。糖尿病の典型的な症状として口渇、多飲、多尿、体重減少などがあげられますが、これらの症状は、血糖値がかなり高い状態で現れます。

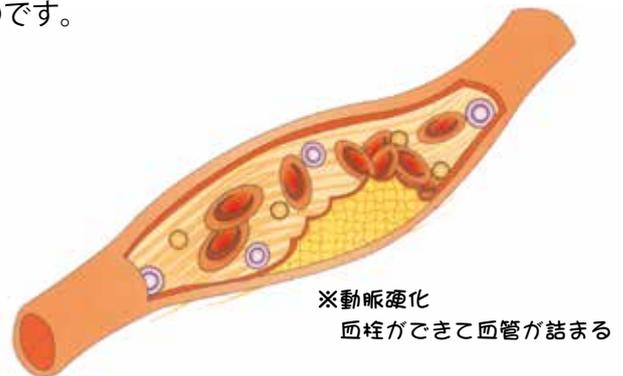
●恐ろしい合併症を引き起こす

自覚症状がなくても、糖尿病は徐々に進行し、高血糖の状態を放置しておくと、**恐ろしい合併症をひきおこします。糖尿病の本当の怖さは、この合併症なのです。**合併症が出るということは、す

でに症状がかなり進行しています。合併症で代表的なものは、

○神経障害 ○網膜症 ○腎症

で、3大合併症といわれています。また、糖尿病の合併症で恐ろしいのは、直接命に関わる**脳梗塞**や**心筋梗塞**です。脳梗塞の人の約半数の人に糖尿病があり、心筋梗塞の人の三分の一に糖尿病があります。糖尿病になると動脈硬化が進行しやすくなり、動脈硬化を起こすと、血管の内側に血栓（血管の中で血液が固まったもの）ができやすくなります。そして血栓が次第に大きくなって血管をふさぎ、ついには血流が止まって梗塞の状態になるのです。



●糖尿病の種類

糖尿病は、その原因によって主に2種類に分けることができます。I型（インスリン依存型）糖尿病は、食事療法・運動療法のほか、インスリンの注射が欠かせません。II型（インスリン非依存型）糖尿病は、その治療にかならずしもインスリンを必要としないもので、日本人の糖尿病の90%を占めています。

健康豆知識

～生活習慣病にならない～

生活習慣病と年齢との関係

生活習慣病は三十～四十歳代に急増します。しかし近年は発症年齢が低下して、若い人、子どもにもその徴候がみられるようになってきました。これは、食生活の変化、運動量の不足などが原因となっています。

生活習慣病は、年齢に関係なく生活習慣によってもたらされる病気です。しかし、不規則な食事の内容と時間、運動不足、ストレス、さらに喫煙と過度な飲酒等の原因が多くあてはまるのは、やはり社会人でしょう。悪い生活習慣に遺伝的要因がからみ、さらに加齢による老化現象も加わって、いつのまにか病気は私たちの体をむしばんでいきます。あなたの生活習慣が知らない間に病気を進行させていないか、もう一度見直してみましょう。



Hotel Kaneyamaen
ホテル鐘山苑



TEL 0555-22-3168
〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田6283
FAX 0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】